

第二十四回国会 参議院文教委員会議録 第十三号

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)
午前十一時十二分開会

委員の異動
本日委員木村守江君及び堀木謙二君辞任につき、その補欠として最上英子君及び鶴見祐輔君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

飯島連次郎君

理事

有馬英二君

委員

吉田萬次君

委員

川口篤之助君

委員

鶴見祐輔君

委員

中川幸平君

委員

高橋義三君

委員

矢嶋道男君

委員

竹下豊次君

国務大臣

文部大臣

政府委員

自治省行政部長

文部政務次官

等教育局長

緒方信一君

清瀬一郎君

竹尾式君

小林與三次君

高橋義三君

竹下豊次君

文部省管理局長 小林行雄君
事務局側
常任委員 大村筆雄君
会専門員 工業英司君

説明員

大蔵省主計局主計官 塩崎潤君

部主計課長 森本修君

本日の会議に付した案件

○学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国補助に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(飯島連次郎君)これより文教委員会を開きます。

委員の異動について御報告申し上げます。三月二十九日木村守江君、堀木謙二君が辞任され、その補欠として最上英子君、鶴見祐輔君が選任されました。

○委員長(飯島連次郎君)学校給食法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 今回就学困難な児童に対する給食が実施されるということになつたことは、大へんけつこうなことです。

○委員長(飯島連次郎君)学校給食法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 今回就学困難な児童に対する給食が実施されるといふことになつたことは、大へんけつこうなことです。

だと思うのですが、予算で見ますと、総人員三万六千名、非常に少い数だと思つてますが、それだけの人数をお選びになつた根拠はどこにあるか、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(小林行雄君)これは前回の委員会でも御説明申し上げましたが、当初の文部省の要求といたしましたが、かなりの額を要求いたしておりました。三億四千万の予算要求をいたしましたが、財政の都合から現在予算として成立した五千万円だけが認められたわけございまして、従つてこの三万六千という数字はどの五千万円から割出した一応の数字でございます。目途としては、これで必ずしも満足しているわけではございませんので、できれば将来さらなる予算額を増額していくべきだと思います。努力をして参りたいというふうに考えております。

○湯山勇君 従来学校給食について

は、原麦の半額は国が負担するとい

うことになっておりますから、余剰農産物の受け入れに伴うグラントがあつても、国の負担は給食員が増加していくけば、当然増加することだと思います。ところが昨年は余剰農産物の受け入れによって一千五百万ドル、

これは邦貨に換算して大体四十四億に

なると思います。その四十四億の贈与があつたにもかかわらず、わずか五千

万そこそしかこの方へ回らなかつた

といふのは、一体どういう理由による

のか、その点についての御説明を願い

たいと思います。

○政府委員(小林行雄君)この千五百

万ドルに相当する贈与物資でございま

すけれども、これは御承知のように、

CCCの建値によって計算されておる

と見えます。従つてたゞそれが現在のCCCの建値で計算すれば、約五十四億円になるわけですが、約五十四億円について輸入しておる価格で計算しますと約

二十四億円相当のものになるわけ

でございます。たとえばミルクで申

ますと、アメリカのCCC建値で申

ますと十八セントといふことでござい

ますけれども、現在アメリカから輸入

しておりますのは特別価格で二セント

で輸入しておるというふうなことでござりますので、そういう点から換算

いたしますと大体二十四億相当程度と

いうことでございます。で、ただいま

お尋ねでございました小麦の原麦につ

いては原麦の半額相当額を国が援助す

る、食管の関係で援助するということ

になつておりますが、この来年度の給

食費の計算におきましても、この点は

変わっておりません。ただ、御承知のよ

うに来年度の給食計画では小麦につい

ては十八万五千トンを使用する。その

うち十万トンが余剰農産物の関係で

入ってくるのであります。通常分と

しては、購入する分は、八万五千トンに

でございます。その八万五千トンにつ

いて二分の一も援助するというふうに

しておりますので、結局贈与金による貢

うか。

○政府委員(小林行雄君)これは財政

当局からお答えするのがほんとうかと

思いますが、学校給食関係の経費に使

うといふことでございまして、従つて

生活保護の方の関係に回すことと絶対

にいけないといふことにもならぬと思

います。ただ、果してそれは給食の普及に伴つて当然起るものであるから、余剰農産物に必然の関係があるといふことにも必ずしもならぬと思います。

ありますから、そういった観点からすれば、純然たる国費へ組むということも考えられると思うのです。

○湯山勇君 大蔵省を呼んでいたくようにお願いしておったのですが……。

○委員長(飯島連次郎君) 大蔵省見え

ております。

○湯山勇君 どなたがお見えになつておられますか。

○委員長(飯島連次郎君) 主計局主計官、塙崎君。

○湯山勇君 主計官にお尋ねねたいと

思ひます。今、局長から御答弁がありま

したように、余剰農産物の贈与分を

生活保護費の中へ繰り込んだといふこ

とにつけは、問題があると思うので

すが、これは主計局の方ではどういう

観点からどういう措置をおとりになつ

たが、御説明願いたいと思ひます。

○説明員(塙崎潤君) ただいまの御質

問でござりますが、余剰農産物の関係、

私の直接の所管ではございませんけれ

ども、大蔵省といいたしましては農林閣

係の方で担当いたしておりますのでご

ざいます。が、私どもの見方といいたしま

しては、この部分がああ給食費の方に

回りますれば別に支障はなからうと、

かようたと考えておる次第でござります。

○湯山勇君 これは直接担当はどなた

が担当しておられのですか、へういう

操作については大蔵省では。

○説明員(塙崎潤君) 農林係の方が大

体担当いたしておると思います。

○湯山勇君 そうですが、それではこ

れは係の主計官がお見えになつてい

らうしゃらないようですから、農林省の食糧厅から、どなたがお願いしておられたのですか、お見えになつておれ

ば、その方が来らるわたいと思ひます。おさいますが、私も直接の関係ではございませんのや、生活保護費の関係につきましては、お答えができないのでござります。

○説明員(森本修君) ちよと恐縮でございますが、私は直接の関係ではございませんのや、生活保護費の関係につきましては、お答えができないのでござります。

○矢嶋三義君 議事進行について。委員部は何ですか、湯山委員の質問内容

といふものはわかつてゐるのに、政府に對してはどういう政府委員、あるいは説明員の出席要求をされたのですか。

○大蔵省も農林省もいずれも質問者

の趣旨に沿わない政府委員、あるいは説明員が出席していることはまことに遺憾だと思いますが、委員長を通じてお答えを願いたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) 委員部では、

余剰農産物関係といふ申し出に対し

遺憾だと思いますが、委員長を通じてお答えを願いたいと思ひます。

○説明員(塙崎潤君) 委員部では、

余剰農産物関係といふ申し出に対し

遺憾だと思いますが、委員長を通じてお

お答えを願いたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) 委員部では、

余剰農産物関係といふ申し出に対し

遺憾だと思いますが、委員長を通じてお

お答えを願いたいと思ひます。

○説明員(塙崎潤君) たゞ、主計局主計官、塙崎君。

○湯山勇君 どなたがお見えになつておられますか。

○委員長(飯島連次郎君) 主計局主計官、塙崎君。

○矢嶋三義君 速記をとめて下さる。

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始め

て。

○湯山勇君 同意にお尋ねしますが、この輸送費は小麦、ミルク、両方何億

円くらい見込んでござりますか。

○政府委員(小林行雄君) 今ちょっと資料を持っていないのですが、すぐ調べて正確なところをお答えしたいと思ひます。

○湯山勇君 それではお調べいただい

ておる間に、大臣にお尋ねいたしたい

と思います。今政府側の説明がどうい

う説明になるかは存じませんけれども、局長の説明によりますと、生活保

護費に入れた五千万、これは必ずしも

この中から出さなくともいい性質のも

のだと思います。それから輸送費が何

億円になつていてあるが存じませんけれども、この輸送費も政府が責任をもつて

こちらへ受け入れるべきものでござ

りますから、贈与分というものは学童に

対してなされた贈与でありますから、

その中から輸送費を持たせるというこ

とも、必ずしもそういう方法をとらな

くていいと思います。必ずしもどつ

たのが悪いとは申しませんが、必ずし

もそうしなくてもいい性質の金額だと

思ひます。そうすれば、その関係から

だけでも私はまだほかにも出る場所が

ありますか、学校給食費の額を計算いたしております。輸送費を給食費で負担

入分につきまして、これはこの輸送

費を含めたもので実は父兄負担額とい

りますが、学年給食費の額を計算いた

しております。輸送費を給食費で負担

いたしては、これは積出港と申します

が、本船甲板渡しまで無償でございま

す。なお、それでは大蔵省の出席の方

それから農林省の森本主計課長に申し

上げますが、ただいま御質問の趣旨が

おわかりのはずですから、関係の係官

連絡をしていただきて、出席方を要求

いたします。すぐ手配をして下さい。

○委員長(飯島連次郎君) 速記をとめ

たしておりますが、しかしながら、

の方も同様でしようか。

○政府委員(小林行雄君) 生活保護費の方につきましては、これは大蔵当局

に對してはどういう政府委員、あるいは

大蔵折衝のほかに事務当局の折衝が

ござりますが、あるいは予算折衝の際に

ござります。そこでおやりになつたこと

であります。文部省としてどういうものが要

当であるとか妥当でないとかといふこと

との意見を聞かれたこと、実はない

わけでござります。

○湯山勇君 三万六千名というのは、

どれくらいの割合になりますか。

○政府委員(小林行雄君) 従来との購

入分につきまして、これはこの輸送

費を含めたもので実は父兄負担額とい

りますが、学年給食費の額を計算いた

しております。輸送費を給食費で負担

いたしては、これは積出港と申します

が、本船甲板渡しまで無償でございま

す。その結果、

おおむね

六三%でござります。

○湯山勇君 ○・六三%とどうと、大

体百五十人に一人くらいい割合になり

ますから、三学級に一人、まあ大き

い割合になります。そこで、五百七十

万でござりますので、その五百六十

と三万六千を比較いたしますと、約○

六三%でござります。

○湯山勇君 現在の、こ

れは昨年十月の実施の人員が五百七十

万でござりますので、その五百七十

と三万六千を比較いたしますと、約○

六三%でござります。

○政府委員(小林行雄君) 現在の、こ

れは

ござります。

○湯山勇君 それでは、

ござります。

○政府委員(小林行雄君) ござります。

○湯山勇君 ござります。

○政府委員(小林行雄君) ござります。

○湯山勇君 ござります。

○政府委員(小林行雄君) ござります。

○湯山勇君 ござります。

○政府委員(小林行雄君) ござります。

○湯山勇君 ござります。

私は非常に遺憾だとと思うのですが、大臣いかがでしょうか、そういうふうに大臣はお感じになりませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 給食のことはいいことありますから、将来これを拡大いたしたいと思っております。湯山さんの今お説のようなことをわれわれいたさなかつたのは、今局長よりも申す通りでございます。将来なお研究いたして最善の努力をいたします。

○湯山勇君 大臣の御答弁で、まあこの点については了承いたしたいと思いますが、これは一つせひ今後の交渉に当たりましては、私は大蔵省が見えましたら、なおこの点聞きたいと思ひます。

それから今度中学校の方へ拡大になつたにもかかわらず、中学に対してはこれがなされていないというのは、何が予算措置以外に理由があつたんでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 本年度から中学校に、この学校給食を希望校には開設することを認めるわけでござりますが、そうして補助をするわけでござりますが、この準要保護児童につきましては、実は文部省としては当然中学校にも実施をしたいということで、財政当局とその予算について折衝いたしましたのでございますが、現状御承知のように、五千万円だけが認められた額でござりますので、一応小学校だけに限定してことは発足をつる。将来多少でも余裕のできたときに、中学校の方に実施するよういたしたい、できるだけ早く実施するよう努力をいたしました

○秋山長造君 そういたしますと、二十四万という数字は、保護を与えるべき児童の数ということよりも、現に市町村で保護を与えておる児童の実数の集計、それが二十四万、こういうことであります。

○政府委員(小林行雄君) 市町村ばかりですか。

○秋山長造君 大蔵省がお見えになるまで、私ちょっとこれで質問を留保いたしますから。

○秋山長造君 それでは大蔵省が見えしまで、ちょっととこれで質問を留保いたしますから。

○秋山長造君 それで要保護児童じゃなくておきたいと思います。さつきお話しのありました当初三億四千万円を要求されたということですが、これは何人分として要求されたのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは実は文部省の方で、各府県の教育委員会を通じて、二十九年度中であつたと思いますが、一応各市町村から給食費について援助を受けおる児童の数その他を調べたことがございます。そのときの数字は大体二十四万程度であったと思ひます、しかし、この調査の実情を申し上げますと、これは各府県、各市町村非常にアンバランスでござります。別に一つの基準を全国的に持つてやつておるわけではなくございませんので、相当、程度の高いものまで援助しておる府県もござりまするし、あるいは全然実施していないようなところもございます。別に一つの基準を全国的に持つてやつておるわけではなくございませんの

○政府委員(小林行雄君) これは確実な理論的な根拠があるというわけではございませんが、大体の推測といたしましては、生活保護法の児童数程度は、準要保護児童があるのではなかろうかといふような推定をいたしております。生活保護法の関係で見ますと、大体給食入員の約三%程度が、この生活保護法の給食費の対象になつておりますので、その程度のものはやはり準要保護児童として見るのが適当じゃないか、こんなふうに考えております。

○秋山長造君 生活保護法の適用を受けて給食費の補助をもらつておる児童数というのは幾らですか。

○政府委員(小林行雄君) これは昨年の六月の調査では、小学校は二十一万五七百万円から、とどけは四億六百万円にふえておる。これは何ですか、要保護児童がそれだけ激増したといふことですか。

○政府委員(小林行雄君) 豊生省でなことですか、単価がふえたといふこと

○秋山長造君 どういひますと、御承知のようになります。また子供のない家庭といふものはもちろん当然受けないわけでございます。従つて、生活扶

いと思つております。

○湯山勇君 大蔵省がお見えになるまで、私ちょっとこれで質問を留保いたしますから。

りでなく、あるいはたとえばPTA等で給食費を多少なり援助しておるよう

です。

○政府委員(小林行雄君) この生活保

護法関係の給食費の関係でございます。

で、これが文部省としては、この給食

が、これは文部省としては、この給食

を普及したいということで、新たに開

始するものを援助しておるわけでござ

ります。給食費の方は御承知のよう

のサンプル調査でございますので、ま

あ大体の傾向を見た数字でございます。

○秋山長造君 こういう生活保護法によ

る教育扶助を受けている児童数とい

うようなものは、これは厚生省でなけ

ればはつきりしないというお話しなん

でけれども、このくらいのことは少

くとも文部省の方でいろいろ教育行政

をやられる上にぜひ必要な数字だと思

います。

○秋山長造君 どういった学校がだん

をやつておる学校に入つておる子供だ

けに給食費といふものが出ておるわけ

でございます。そういう学校がだん

をやつておる学校に入つておる子供だ

けに給食費といふものが出ておるわけ

でございます。

○秋山長造君 どういたしますと、こ

の生活保護法によって教育扶助を受け

いる児童数と、それから給食費の扶

助を受けている児童数というのは、だ

いど隔たつておりますか。この生活保

護法による教育扶助を受けている児童

数がどれだけあるか。それからその中

で給食費の扶助を受けている児童数は

どれだけか、ちょっと教えていただき

たい。

○政府委員(小林行雄君) 大体におい

ては、生活保護法の適用を受けておる

ものは教育扶助を受けておるもののがほ

とんどござりますが、その中に生活

保護法の適用を受けておっても教育扶

助は受けていないというものが多少ござります。約〇・五%程度の開きがあ

るようござります。

○秋山長造君 その〇・五%というこ

とでなし、大体でよろしい、数字を

教えていただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 厚生省でな

いところとなるのですね、そりで

ござります。

○政府委員(小林行雄君) 生活保護法の関係でござります。

○秋山長造君 どういひますと、御承知の

ようになります。また子供のない家庭といふものはもちろん当然受けないわけでございます。

従つて、生活扶

助を受けておる家庭をさうものが一番多いわけでござります。

○秋山長造君 私これは文部大臣にちょっとお伺いしたいのですが、まあ

教育関係の扶助も、大体管轄としては生活保護法の関係で、厚生省がやって

いるのです。ところが、どうもただいまの局長の御答弁を聞いておりまし

ても、生活保護法というのは、やっぱ

り教育扶助といふようなことはいわばつけたりで、大体その親の生活のものを扶助していくという建前になつております。ところが教育扶助といふことになると、これはもう根本では同じ

だけれども、どうもやっぱり生活保護法オノリーでは、どうもちょっとそのワクからはみ出すような感じがするのですが、むしろ教育扶助の関係は厚生

省の所管からはずして、何か別な教育

関係の単独立法が何かお作りになつて、そうしてやはり文部省の方で、この教育扶助といふものはまた独自な立場に立つて一つ徹底してやられるよう

なことだと思います。ある程度まで厚

生省で生活保護をやって、それでも学

校へはやれぬという者たゞ、文部省から準をつけて、準要保護児童と二通りに

あることが、わざわざいことは御説

の通り、どちらへ引き取つてやるか、向うでやってくれるかという工夫は加

えているものだと私は思います。

○秋山長造君 その点は一つお願ひし

ておきます。さつきの問題にかえりま

すが、この法律改正によつて五千万円

補助金が出されるわけですが、これは

一体何割補助といふような補助率はき

まつておるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 補助率は政

令で定めることになつておりますが、二分の一補助のつもりであります。

○秋山長造君 予算の上では三万六千人ということになつて、そうして二分

の一補助といふことになるのだけれども、しかし二十何万といふ準要保護児童がおる中で三万六千人だけ救つて、あとは放つておくという、この線は引

きがたいと思う、実際問題としてはみましよう。また考えれば、子供を学校へやれぬのは、これが貧困家庭ですか、だからしておるのも、だからしておるのもよく相談してみます。

○秋山長造君 まあ相談していただくのはけつこうなんですねけれども、私の申し上げることはどうですか、研究さ

れる価値があるようなお考えですか。それとも一応通り一べんの御相談をしてみるとことなんですか。どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) さもうともなことだと思います。ある程度まで厚

生省で生活保護をやって、それでも学

校へはやれぬという者たゞ、文部省から準をつけて、準要保護児童と二通りに

あることが、わざわざいことは御説

の通り、どちらへ引き取つてやるか、向うでやってくれるかという工夫は加

えているものだと私は思います。

○秋山長造君 その点は一つお願ひし

ておきます。さつきの問題にかえりま

すが、この法律改正によつて五千万円

補助金が出されるわけですが、これは

一体何割補助といふような補助率はき

まつておるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 補助率は政

令で定めることになつておりますが、二分の一補助のつもりであります。

○秋山長造君 予算の上では三万六千人ということになつて、そうして二分

の一補助といふことになるのだけれども、しかし二十何万といふ準要保護児童がおる中で三万六千人だけ救つて、あとは放つておくという、この線は引

きがたいと思う、実際問題としてはみましよう。また考えれば、子供を

学校へやれぬのは、これが貧困家庭ですか、だからしておるのも、だからしておるのもよく相談してみます。

○秋山長造君 まあ相談していただくのはけつこうなんですねけれども、私の

申し上げることはどうですか、研究さ

れで一応この五千万円を割つていつた数字でございます。ところが実際の状況から申しますと、完全給食を必ずしもやっていない。五日やらないで四日やつておる、あるいは三日やつてお

るもののが実はあるわけでござります。

○政府委員(小林行雄君) さういうところがこの金額が二千七百十一円よりは下回つて参りますので、

十一円よりは下回つて参りますので、

その人數としては三万六千人を上回つておる。あるいは四万近くになつてくるのじゃないか、多少伸びてくるの

じゃないかという想像ができるわけ

あります。ただ、二十方の援助を要する者がおるといつしましても、これはすべての二十万人に均霑させる

いうことは、非常に微小な援助にしかなりませんので、そういう行き方は文

部省としてはとりたくないと思つてお

ります。

○秋山長造君 そうするとやつたりや

らなかつたりといふところができるく

ると思うのですがね。それはどういう基準に基いてあんぱいされるわけですか

○政府委員(小林行雄君) これはその児童の住んでおります所の民生委員等の応援を得て、貧困度の認定をして

思いますが、それが、その貧困度の順位

によって、それで該当する者としから

れる者とを分けてもらう。また、児童の属する世帯について生活保護関係の福祉事務所の応援を得て、そういうた

ものを判定してもらおうといふように思つております。

○秋山長造君 それはしかし何です

うに現在の給食費二千七百十一円であ

りますが、これは完全給食を從来五日

実施すること仮定いたしまして、その金額が二千七百十一円でありますか、こ

ぶんこれは煩瑣な手続を要するのじやないかと思うのですがね。これはもうすでに大体見当はつけられているわけなんですか。これからやりになるの

ですか。

○政府委員(小林行雄君) まだ法律が成立しておりませんので、事務もこれ

から実はやるわけでございます。ただ、

実際の現状から申しますと、相当各府県の市町村で、現在市町村の就学奨励

の関係から、市町村ではこの給食費の

援助をしている児童等もありまして、

相当準備しておりますので、この法律

が施行になり、政令が出来すればそれ

ほど……まあ新たに実施する場合は

別でござりますけれども、そういうた

所では、かなり手ぎわよくできるので

はながろうかなどいろいろ想像いたし

ております。

○秋山長造君 もう一点お伺いします

が、文部省の方では、大体要保護児童

の応援を得て、貧困度の認定をして

思つておられます。まあなかなか線を引きにく

いが減つていると見ておられるのです

か。その辺はどうですか。

○政府委員(小林行雄君) たとえば給

食につきましては、これは給食費が、

給食費にも非常に実は関係ございま

す。最近の現在の実施しておりますと

ころの給食費の単価では、ほとんど変動がない。多少府県によってふえてい

るところもござりますけれども、ほ

うもののに動きについての調査は、文部省でおやりになつてゐるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 児童、生徒の所要の学費の額がどの程度であるか

ということについては、文部省でも調査をいたしておりますが、負担能力と

いたような点については、主として

厚生省の方で御調査になつておるわけ

でございます。生活保護法の関係で御

調査になつておるわけでありまして、これは非常に技術的にむずかしい

調査方法が必要であるわけでございまして、文部省では負担能力については

現調査しておりません。

○秋山長造君 われわれの承知する限

りでは、生活保護を要する人數も非常

にふえておる。ふえていくとどうより

も、実際には非常に多いのだけれども、ただ予算の関係で、その中の保護を受ける割合といふものが、予算面でふや

されておるだけであつて、実際には

もつと膨大な数があると思うのですけ

れども、まあ一応予算面だけからの話

ですがね。生活保護を要する人數と

いうものは非常にえつてある。それ

からまた反面、失業者ないし半失業者

ですね、ニコヨンその他日雇い労務

に従事しているような半失業者、こう

いの人の数も、景氣が多少上回つてき

たといわれながら、反面において、ふ

えつつあることは、これは労働省の統計によつて明らかだ。あれこれ総合し

て考えますと、当然その失業者、半失

業者あるいは生活保護者、そういう

徒数は当分横ばいだという見通しだとおっしゃるのですが、そちらの関係はどうなつておられるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食關係で申しますと、大体先ほど申しましたように、準要保護児童の数は二十万程度、すなわち生活保護法の適用を受けている者と同程度あると予想を実はしておるわけございまして、三%程度の者があるであろうと考えておるわけございます。従つて現在の予算では、これはもちろんその額を満たし得ないことは当然でございますが、この数字が三%といふ数字、あるいは二十万という数がどんどんえていくかどうかが、という問題、負担能力の点は文部省としては、現在先ほどもお答え申しましたように、調査しております。もちろんだいぶお尋ねの中にございましたように、失業者の増加あるいは潜在失業者の報加といふようなことから考へれば、それに伴つてこの要保護者の方もある程度増加することも想像されるわけでござります。

○秋山長造君 この点は私はやはり文

部行政をやっていかれる上でも、非常に重要な問題だと思いますが、もちろんこれは文部省関係のワクから相

当はみ出す面もありますけれども、しかし、やはりこの問題が円満な教育行政をやっていかれる基本だと思います。で、こういう生徒の、ただ学校内における生徒のあり方ということだけでなしに、やはり生徒の生活状態といいますか、生活環境といいますか、そういう面の調査、統計といふようなものを、もう少し文部省自身において徹底的にやることになることがいいのじゃないか、必要じゃないかというよろこを考え

徒数は当分横ばいだという見通しだとおっしゃるのですが、そちらの関係はどうなつておられるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食關係で申しますと、大体先ほど申しましたように、準要保護児童の数は二十万程度、すなわち生活保護法の適用を受けている者と同程度あると予想を実はしておるわけございまして、三%程度の者があるであろうと考えておるわけございます。従つて現在の予算では、これはもちろんその額を満たし得ないことは当然でございますが、この数字が三%といふ数字、あるいは二十万といふ数がどんどんえていく

かというふうに申上げたいのです

けれども、いかがですか。

○委員長(鶴島達次郎君) 関連して私も一つ、質問をうようは要望いたします。それはたしか十二月七日の委員会と記憶しておりますが、文部大臣が、文教予算についての御説明をされたときに、給食費と教科書の無償給与等をめぐる文政方針の御説明のときに、準要保護児童の数は四%で実数七十三万という説明をなさった。それからただいま小林管理局長に伺いますと、三%で実数が小学校二十一万とおっしゃった。何かしら、それはどういう根拠の違いか知りませんけれども、先ほど小林局長の数字に關する説明をお聞きしておると、まさに根拠が薄弱で、ならば取り上げて、そういう方面的の調査なり統計なりといふものは、ちょっといよいよ新聞なんかへも載つたりするくらいにせよ、文部行政を遂行なさるにいて、特に義務教育の児童に関する給食、もしくは教科書等をめぐる負担能

力といふのはきわめてこれは大きな問題だと思うので、こうしたことに関しても、いたずらに厚生省の所管であるといふことは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。それがやはり一番基本だし、それならまた、第一線で日々何十人かの子供を受け持つて教育の実務に携わっている一線の教員にとっても、一番大きな悩みの種はこの問題なんです。ほかに重要なのは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。ですから、すみやかにこの調査をなすって、当委員会にもつと根拠のいよいよにしていただきたい。これは大臣に特にこの点を要望いたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。お説の通りいたしたいと思ひます。

○秋山長造君 私のさつきの質問に答

るのですが、これは局長にもお願ひしたいのですが、同時に文部大臣においても、どういう面にもう少し力を入れておやりにならうことが必要なんじゃなかというふうに申し上げたいのですけれども、いかがですか。

○委員長(鶴島達次郎君) 関連して私も一つ、質問をうようは要望いたします。それはたしか十二月七日の委員会と記憶しておりますが、文部大臣が、文教予算についての御説明をされたときに、給食費と教科書の無償給与等をめぐる文政方針の御説明のときに、準要保護児童の数は四%で実数七十三万といふ説明をなさった。それからただいま小林管理局長に伺いますと、三%で実数が小学校二十一万とおっしゃった。何かしら、それはどういう根拠の違いか知りませんけれども、先ほど小林局長の数字に關する説明をお聞きしておると、まさに根拠が薄弱で、ならば取り上げて、そういう方面的の調査なり統計なりといふものは、ちょっといよいよ新聞なんかへも載つたりするくらいにせよ、文部行政を遂行なさるにいて、特に義務教育の児童に関する給食、もしくは教科書等をめぐる負担能

力といふのはきわめてこれは大きな問題だと思うので、こうしたことに関しても、いたずらに厚生省の所管であるといふことは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。それがやはり一番基本だし、それならまた、第一線で日々何十人かの子供を受け持つて教育の実務に携わっている一線の教員にとっても、一番大きな悩みの種はこの問題なんです。ほかに重要なのは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。ですから、すみやかにこの調査をなすって、当委員会にもつと根拠のいよいよにしていただきたい。これは大臣に特にこの点を要望いたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○秋山長造君 私のさつきの質問に答

えていただきたまいたい。

○政府委員(小林行雄君) 文部省でも、将来できますれば厚生省とよく連絡いたしまして、また労働省等とも連絡いたしまして、できるだけそういう負担能力方面についての、あるいは児童の学校外での生活能力といった面についても調べるように努力をしたいと思います。

○秋山長造君 重ねて要望しますが、文部省の方では、従来、児童の生活環境等の調査といふと、ややもすれば映画館なんかに入つたとか入らぬとか、たばこを吸つたとか吸わぬとか、物を取つたとかとらぬとか、そういう面からの指導、校外補導といふような面かで実数が小学校二十一万とおっしゃった。何かしら、それはどういう根拠の違いか知りませんけれども、先ほど小林局長の数字に關する説明をお聞きしておると、まさに根拠が薄弱で、ならば取り上げて、そういう方面的の調査なり統計なりといふものは、ちょっといよいよ新聞なんかへも載つたりするくらいにせよ、文部行政を遂行なさるにいて、特に義務教育の児童に関する給食、もしくは教科書等をめぐる負担能

力といふのはきわめてこれは大きな問題だと思うので、こうしたことに関しても、いたずらに厚生省の所管であるといふことは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。それがやはり一番基本だし、それならまた、第一線で日々何十人かの子供を受け持つて教育の実務に携わっている一線の教員にとっても、一番大きな悩みの種はこの問題なんです。ほかに重要なのは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。ですから、すみやかにこの調査をなすって、当委員会にもつと根拠のいよいよにしていただきたい。これは大臣に特にこの点を要望いたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○秋山長造君 私のさつきの質問に答

けていただきたまいたい。

○政府委員(小林行雄君) 私はこの法案の根本的な問題に立ち返つて御質問してみたいと思います。それは、数日前にラジオを聞いておりましたところが、学校給食のことと、父兄や先生や子供の声を聞きました。そのときだ、一年から六年まで今まで給食をやっておられた中で、パンの大きさが同じであった。六年まで今まで給食をやっておられた中で、パンの大きさが同じであった。パンを小さくして、六年の子供には大きさをとどめるようになつたといふことがまあ議題の中心だったわけですが、今度改めて一年の子供にはパンを小さくして、六年の子供には大きさをとどめるようになつたといふことがあります。今までどの給食法案ができる年かになりますのに、まだこういふふうな根本的な基準といふやうなもの、カロリーといふやうなものを一體文部省は開闊にされておつたのでございましょうか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまは給食のパンについてのお尋ねでござりますが、パンのみならず、ミルクにつきましても、あるいはその他の副食等の資材につきまして、実施の基準を定めて、それに基いて文部省では指導をいたしております。ただいまお尋ねのございましたパンの大きさの問題

は大体百グラムを一個のパンにするといふことで指導いたしておりますが、小学校の六年間のうちにも、一年生と六年生、あるいはそのまん中、それぞれ体位も違いますので、この間に低学年、中学年、高学年、三段階でそれぞれ差等をつけるということが適当であります。年齢によってやつていただきたいと思います。文部大臣の御所見をお伺いします。

○秋山長造君 重ねて要望しますが、文部省の方では、従来、児童の生活環境等の調査といふと、ややもすれば映画館なんかに入つたとか入らぬとか、たばこを吸つたとか吸わぬとか、物を取つたとかとらぬとか、そういう面からの指導、校外補導といふような面かで実数が小学校二十一万とおっしゃった。何かしら、それはどういう根拠の違いか知りませんけれども、先ほど小林局長の数字に關する説明をお聞きしておると、まさに根拠が薄弱で、ならば取り上げて、そういう方面的の調査なり統計なりといふものは、ちょっといよいよ新聞なんかへも載つたりするくらいにせよ、文部行政を遂行なさるにいて、特に義務教育の児童に関する給食、もしくは教科書等をめぐる負担能

力といふのはきわめてこれは大きな問題だと思うので、こうしたことに関しても、いたずらに厚生省の所管であるといふことは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。それがやはり一番基本だし、それならまた、第一線で日々何十人かの子供を受け持つて教育の実務に携わっている一線の教員にとっても、一番大きな悩みの種はこの問題なんです。ほかに重要なのは、この経済的な児童の生活環境の調査ということだと思います。ですから、すみやかにこの調査をなすって、当委員会にもつと根拠のいよいよにしていただきたい。これは大臣に特にこの点を要望いたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○秋山長造君 私のさつきの質問に答

すが、それで間違いありませんか。
○政府委員(小林行雄君) そういふふうに私はお尋ねを受けてお答え申しました。現在の父兄負担は記憶ございません。現在の父兄負担申しますと、パンはただいま申ましたように、五円十銭、ミルクが一円十銭、それから副食費の方は、各市町村でいろいろな事情で違つております。しかし、大体八円五十銭程度が適当じゃなかろうかとこうふうに考えております。

○安部キミ子君 先ほどのカロリーのは、先ほどのカロリーの一年生から六年生の数字……。

○政府委員(小林行雄君) カロリーは、先ほどのカロリーのように、平均が六百カロリーでござります。そして低学年の方では多少少くなつておりますが、五百六十カロリー、高学年の方は六百四十五カロリーといふことでございます。

○安部キミ子君 そうしますと、副食のカロリーと全部入れたカロリーですね。このカロリーで青少年の、いわゆる小学校一年から六年の栄養が足りるということを、あなたは自信を持つてどううふうになさったのでしょうか。
○政府委員(小林行雄君) 文部省では、御承知のように、保健体育審議会といふ審議会がござります。その中で、とにかくでなく、お医者さんとか、その他の学識経験者、あるいは学校の先生等も入って、慎重な検討をいたしました

結果、そういった平均所要栄養量の食品構成、カロリー所要量といふようなものについて答申を得て、その答申に基づいて現在これを実施しているわけであります。

○安部キミ子君 私がラジオで聞きましたところでは、父兄の声は小学校の六年生あたりは給食をして帰つても、必ずいと申しますが、現状、足りないと、つまり帰つてくる、おながいります。

○安部キミ子君 私がラジオで聞きましたところでは、父兄の声は小学校の六年生あたりは給食をして帰つても、必ずいと申しますが、現状、足りないと、つまり帰つてくる、おながいります。

○安部キミ子君 今あなたのお話を聞いていますと、まあ大体それならよかですね。そういうことにすれば、私はとの平均六百カロリーがあなたが考えていられるように、しゃくし定木できちつとその子の体質に合つて与えられておながいと申しますが、その点どうですか。

○政府委員(小林行雄君) このカロリーの問題と、満腹感と申しますが、その関係は必ずしも従来のようなふうにはいかないと思ひます。従来たとえば米食を常食としております場合の満腹感、それのカロリーの計算と、こういったパン食、あるいはミルク給食、この小麦粉一百グラム、あるいはミルク二十二グラムといった、こういった学校給食の実施についての研修等も実施されておりました。そう徹底してやる努力をいたしたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) まだ、学校の先生についても、学校給食の実施についての研修等も実施いたしておりますが、しかし、文部省としては一応現在示しておりますところの小麦粉一百グラム、あるいはミルク一百カロリーといふもので、一応児童の給食としてはいいのではながるうござりません。しかしながら、個々の児童によりましてそれが得られるところは、六百カロリーといふもので、すべての子供にそれを満腹感を与えておるといふふうに考えておりませんが、大体平均的な数値としてはこれで妥当しているの

○政府委員(小林行雄君) 文部省では、御承知のように、保健体育審議会といふ審議会がござります。その中で、とにかくでなく、お医者さんとか、その他の学識経験者、あるいは学校の先生等も入って、慎重な検討をいたしましたところでは、その結果に携わる人たちの人員がど

れでは足りない。さらにそれ以上、たとえば小麦粉は百二十ないし百四十グラム、ミルクは二十五ないし二十七グラムといつたように増量をしなければならんと思っておりますが、現状、小学校の分については、大体これまで妥当しているのじやなかろうかと思つてあります。

○安部キミ子君 今あなたのお話を聞いていますと、まあ大体それならよかろうかと私も少々納得いたつてありますけれども、そのようなことが現場には理想的に反映してないわけですね。それはラジオの声を聞きましても、一年生のパンも、六年生のパンも同じくしておながいと申しますが、それから小学校の担当の先生のお話を聞いてみると、一年生の給食のあとはパンやお粥がたくさん残っている、そのあとにはいかないと思ひます。従来たとえばある、どううふうになされたのでおながいと思ひます。されども、文部省が理想的な案を作られたので、それがその始末にもつたといふことはおながいと思ひます。されども、実際の現場ではそれがそのまま反映してないといふふうに言つておながいです。そこで、文部省が理想的な案を作られたので、実際の現場ではそれがそのまま反映してないといふふうに言つておながいです。

○政府委員(小林行雄君) まだ、学校の先生についても、学校給食の実施についての研修等も実施いたしておりますが、しかし、文部省としては一応現在示しておりますところの小麦粉一百グラム、あるいはミルク一百カロリーといふもので、すべての学校に置かれているわけではありません。しかしながら、個々の学校に漏れなく配布するより以前に、たとえすべての学校に置かれていたわけではありませんが、最近はだんだん栄養士を設置するが、それから栄養士の点でござりますが、最も地方の教育にくちばしを入れるために、だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。

○政府委員(小林行雄君) 給食関係の職員給与の問題でござりますが、これは各学校にそいつた職員が漏れなく適当な数配置されることば望ましいわけござりますが、しかし、これは御承知のように学校給食法では各市町村の経費負担といふふうにはつきり導をできるだけしてもららうようにして市町村の教育委員会等にできるだけ置いてもらつて、その市の教育委員会においてもらつて、その市の教育委員会における栄養士の方に、管内の学校給食の指導ができるだけしてもららうようにして市町村の財政の困難さから、なかなかこれが実現できないわけござります。これを国の方で援助するというのも一つの考え方でござりますけれども、これ

いかといふふうに考えまして、栄養改善の講習会をできるだけ先生対象のものをやつておるわけでござります。○安部キミ子君 そこで今あなたが理想な線にもつていきたいということを発表なさいましたけれども、實際見ますと、地方の財政が非常に逼迫しておながいと申しますが、同時に栄養改善といふことをおながい申します。○政府委員(小林行雄君) お尋ねの中の栄養改善と申しますか、学校給食についての実施基準の徹底的な実施と、いうことについては、文部省も従来心がけておながいと申しますので、学校に持つておながいと申します。されども、この問題にまかしておながいと申しますが、私はなかなかそれが実現できません。そこで、また、学校の先生についても、学校給食の実施についての研修等も実施いたしておりますが、私は給食のこの問題だけでなくて、いろいろな形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。だからといって、文部省が何もがにも地方の教育にくちばしを入れられない形にもあることがあるのじやないか。

としてほどの程度まで普及をしたいと、現状程度で満足しておられるのか、あるいはさらにつながりたい、あるいは今まで学校給食を普及したい、あるいは全員にまで持つていただきたいというふうにお考えになっているのか、その点を伺っておきたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは私は大へん国民のために、また個人のためにもいいことですからして、漸次拡充いたしまして、できれば一つ義務教育全員にいきたい、どういう理想を持っています。

○荒木正三郎君 非常にけつこうなお考えを持つておられるようですが、私が先ほど申しましたように現状では頭打ちというのが真相じゃないかと思うのです。でも、私もこの間ある学校へ行きましたら、今まで学校給食をやっておったが、相当給食費が高いので、PTAの会合でやめようということとなつて中止したというふうな事例の学校に参りました。やはり今後そういう御理想を実現していくためには、現状では、現状の政策では私は困難であるよう思うのです。そこにやはりさらに普及をしていくことになるとすれば、国家が何らかのめんどうを今後さらに見ていく、そういうことが伴わないと、うまくいかないのじゃないかと思うのですが、こういう父兄負担の問題を考えあわせて、今後国庫負担の面において何らか考えていくことが必要だと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) わが国の財政の力にも限度はございませんが、しかしながら、幸いにして終戦以後遂次国民の力を回復いたしております。政

府の財政も、地方の財政も、これより遂次好転するありますから、無理をしなやいけませんが、今よりも来年はこの種の経費はたくさん要求されたふやす、どういう方法でいきたいと思つております。

○政府委員(竹尾茂君) 給食の問題につきましては、いろいろの方面でおきまして非常にむずかしい問題がございまして、これは荒木委員とくと御承知のことでございましょう。そこで私どもできれば、今大臣のおつしやられましたように、義務教育全体に給食を普及したいと思つておりますけれども、各地の食糧事情がまあまことに違つております、ある地域におきましては給食を望まないといふような地城もあり、相當ござります。そういう問題がございまして、ある地域におきましては給食を望まないといふような関係もございまるし、また、栄養士の問題がさつき安部先生の方から出ておりましたが、これも御承知のようですね。そこで、私は国庫負担とどういうふうの問題になつておられます。まず第一に、一食大体十六円七十九銭かかる程度考

えておりますから、ぜひやつていただきたいと思つますが、それにはお話を聞くと私は思うのです。ただ、経済的な問題で、現在はこの資料によりますと、士の問題がさつき安部先生の方から出されておりましたから、急激に國庫負担とどういうふうの問題になつておられます。そこで、私は國庫負担を主としてからつて参りまして、これがやはりPTAの負担ですから、これがやはりPTAの負担ですかねの先生方と同じような給付を受けたおらんで、非常に安い給付で働いておらんと、おるというふうな現状もございまして、なかなか立ち入れば入るほど、困難な問題にぶつかりておる現状だと話したつたよだ、どの面については十分一つ御考慮を願いたいとかよう思ひます。

それからもう一つは、先ほど同僚の委員から質問がございましたが、生活保護法によって学校給食費がまかなわないふうの問題があつて、それを解決するわけですね。それを文部省の提案によりますと、準生活保護児童、これに対し学校給食費の若干を見よう、こういふことになつておるわけですが、先ほど指摘されました思つております。そこで大体米食を中心とするというような考え方に対する批判が現在起つておるので、これは食生活の改善という根本的な問題を検討しながらやっていかなければ、理想的な

方向に向いながら、できるだけ給食の問題を解決して参りたい、どういうふうな考えを持つておるのでござります。

○荒木正三郎君 この学校給食をさらによくやすく、どういう方法でいきたいと思つております。まだその次はさりだふやす、どういう方法でいきたいと思つております。

○政府委員(竹尾茂君) 給食の問題につきましては、いろいろの方面をおきまして非常にむずかしい問題がございまして、これは荒木委員とくと御承知のことでございましょう。そこで私どもできれば、今大臣のおつしやられましたように、義務教育全体に給食を普及するということとは、経済的な負担の問題だけではないと思います。今も政務次官がおつしゃつたように、非常ないろいろな問題と関係を持っておられると思つていますが、それにはお話を聞くと私は思ついますが、そうして今までいろいろな問題を検討して、そうしてしっかりした施策を立ててもらいたい。これは参議院の文教委員会では昨年来から強く政府に要望してきたところだから、ぜひやつていただきたいと思つていますが、それにはお話を聞くと私は思つのです。ただ、経済的な問題で、現在はこの資料によりますと、士の問題がさつき安部先生の方から出されておりましたから、急激に國庫負担とどういうふうの問題になつておられます。そこで、私は國庫負担を主としてからつて参りまして、これがやはりPTAの負担ですかねの先生方と同じような給付を受けたおらんで、非常に安い給付で働いておらんと、おるというふうな現状もございまして、なかなか立ち入れば入るほど、困難な問題にぶつかりておる現状だと話したつたよだ、どの面について

思ひます。そこで大体米食を中心とするというふうな考え方に対する批判が現在起つておるので、これは食生活の改善という根本的な問題を検討しながらやっていかなければ、理想的な

方向に向いながら、できるだけ給食の問題を解決して参りたい、どういうふうな考えを持つておるのでござります。

○荒木正三郎君 この学校給食をさらによくやすく、どういう方法でいきたいと思つております。まだその次はさりだふやす、どういう方法でいきたいと思つております。

○政府委員(竹尾茂君) お説の点につきましては、いろいろ考えさせられる点もございまして、私どももそういいうふうに引かれている関係もございまして、要保護児童と準要保護児童については、多少そこに線がそろはれておるだけですが、やはり父兄の経済的負担を輕減させるという点は非常に重要な問題であります。國庫の財政の問題もありますから、急激にこれを増加するということは困難であると思いますが、先ほど文部大臣がおおいては参りませんので、PTAの負担に主としてからつて参りまして、これがやはりPTAの負担ですかねの先生方と同じような給付を受けたおらんで、非常に安い給付で働いておらんと、おるというふうな現状もございまして、なかなか立ち入れば入るほど、困難な問題にぶつかりておる現状だと話したつたよだ、どの面について

思ひます。

○荒木正三郎君 これに直接関連はしておらないのですが、これは局長の方にお尋ねいたしますが、現在の未就学児童の数ですね、それから長期欠席児童の数、これはどういう工合になつておるかです。それはどの質問のあとで

一つお知らせを願います。

それからもう一つは、学校給食に伴ういろいろな問題が、問題とどうと何

ういふふうに考えるわけですね。これが重要な必要な問題じゃないかと

いうふうに考えるわけですね。この生活保護法による扶助の対象として

ほど前でございましたか、文部省の中にもこういう問題があつて取調べを受けていた問題があるわけです。また最近は地方の教育委員会関係で物資の横流しがある。これは今度の学校給食法では、監査の結果文部大臣に報告するどもようになつて、監査を相当厳重にやつて、どういうことになつておりますが、文部大臣はその監査の報告を受けられておると思うのですが、受けられただけで、監査をお持ちになつておるか、伺いたいと思うのですがね。

○國務大臣(清瀬一郎君) あれは、横流し事件のことは一部刑事案件になつておりまするのは、捜査中のため

十分に聞き取ることはできません。基礎になりましたものは、検察当局の起訴状において了承いたしておりません。そのほかに、刑事問題とならざるもので、事故品といつて処分しておるものがあります。あるいはそのうちに不正でもないかと思つて調査をさしておますが、数字のことは……。

○荒木正三郎君 いや、私の質問しておるなにをちょっとはすれておる。私はそういうことを一々質問していいのです。そういう問題が起つておると、いうと、日本給食会ができる、その経理内容については監査せられておるが、文部大臣に報告されておると思うのです。そういう問題が起つておると、いうの法律には、

○政府委員(小林行雄君) 現在は御承知のように、日本学校給食会に対しましては、文部省が立ち入り検査をしたりすることができるわけであります。

○日本学校給食会が各府県の給食会に売り渡したものについては、法規上

物資の監査というものはなし得ないこ

とになつております。従つて現在まで

は各府県の手に渡つたもの。あるいは

学校にいたものについて監査をする

ということをやつておらず。しか

し、この余剰農産物の贈与というふうなこともござりますので、こういった面から必要に応じて指導的な意味で、将来必要な場合には監査をすることがどうしても起つてくるんじゃなかろうかと思つて、本年度の予算にはそれに要する経費も実はちょうどいしておりますので、将来、三十一年度からは物資の監査もある程度行いたいと思っております。

○荒木正三郎君 文部大臣はよく國の責任というお言葉を使ひになるわけです。こういう問題こそ、もう少し責任をお持ちになつて、監査する権限が私は法規によつて規定されておると思います。今、局長のお話では、非常に多いまいなようですが、あの学校給食会法には学校給食会を本部に置く、それから各地方にも置くと、同じような名前を使う団体を置いてはならないといつて嚴重な規定があつて、全く文部大臣の監督下にあるわけです。その団体がいろいろ問題を起しておる。刑事問題まで引き起しておるという場合に、文部大臣が控らない前に監査する必要が私はあると思うのです。しかし起つてしまつたあとですが、それでもこれは文部省では相当な責任をもつておるが、文部大臣が立入り検査をしなければならないと私は思うのですがね。全く関与しておられないのです

○國務大臣(清瀬一郎君) この給食会は、

資の売り渡しの相手方は、文部大臣で

りまろとう法律ができまして、過日それをきめることにいたしました。そ

の全体のことは大体地方では教育委員会でやつておるのであります。が、教育委員会に対しては監督しておらなければならぬという規則があるのです。そこで今の状態では、進んで人を派出して監査するということはできないじゃないですか、そこで今回、法律に第二十八

条でそれができるような規則を今度まで監査するということになつておりますが……

○荒木正三郎君 いや、私の尋ねし

ておるのは、日本学校給食会といふものが設立されたのです。これは法律によつて設立されたのです。それによつて文部大臣の責任といふものは非常に明確になつておるわけです。権限も明確になつておるわけです。その範囲で十分私はやれると思うのです。やれませんか。実情を調査していろいろ……

○國務大臣(清瀬一郎君) 今あなたの

おっしゃるのは、地方でやつておることでしょ。給食会じゃなくして、給食会から売り渡した相手の地方に問題が起つておりますから、そのことをおっしゃるのではございませんが。

○荒木正三郎君 それもやれるはずで

す。それまでの間と、いふのは、大体

地方教育委員会が任意の団体のよ

うを作つて、そして県の教育委員会

でそれを支配しておつた状態でござ

ります。

○荒木正三郎君 私の質問はこれで終

りますが、先ほどの数字を一つ。

○政府委員(緒方信一君) 長欠児童をこれから未就学の児童生徒の数でござりますが、まず未就学の方を申しますと、概数ですが、小学校で二万七千、中学校で五千、長期欠席の方はこれは一年に五十日以上欠席した、断続または継続、これはよくわかりませんけれども、五十日以上欠席した児童生徒の数は、小学校十三万、中学校十五万、かようになります。

○荒木正三郎君 それはいつの調査ですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それが今

法規ではどうでしょか、教育委員会へこちらが出てきて監査するといつたかもしませんが、定期制高校に対するところは、それで今後はそれをやつてみたいとか、よう考えておるの

であります。

○荒木正三郎君 地方の学校給食は、

教育委員会が直接やつておるの

であります。

○政府委員(竹尾式君) との問題だつ

きませんか。

○政府委員(竹尾式君) との問題だつ

きましては、たびたび御意見も出でてお

りますし、定時制の高等学校の本質に

もかんがみまして、これをやることは非常にけつこうなことだと考えており

ます。ただ、現在の中学校にまで延ば

すといつこの予算につまましては、御承

認めます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育委員会

傘下の法人を作らせました……。

○荒木正三郎君 法人でしょ。教育

委員会ではないでしょ。

○國務大臣(清瀬一郎君)ええ、それ

に對して走り渡すといつことがまつて、大かた全国それができております。

まだ地方でできないものもございま

す。それまでの間と、いふのは、大体

地方教育委員会が任意の団体のよ

うを作つて、そして県の教育委員会

でそれを支配しておつた状態でござ

ります。

○荒木正三郎君 私の質問はこれで終

りますが、先ほどの数字を一つ。

○政府委員(緒方信一君) 長欠児童を

これから未就学の児童生徒の数でござりますが、まず未就学の方を申しますと、概数ですが、小学校で二万七千、中学校で五千、長期欠席の方はこれは一年に五十日以上欠席した、断続または継続、これはよくわかりませんけれども、うとうとう刑事問題まで惹起するよ

うなことにならないように、もつと責

任をもつてやつてもらいたいと私は思

うのです。そういう意味で学校給食会

については文部省は監査せられますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) これから

やつておつたと、いふと、思つております。

○荒木正三郎君 それはいつの調査ですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それが今

法規ではどうでしょか、教育委員会

へこちらが出てきて監査するといつたかもしませんが、定期制高校に

対して学校給食を実施してもらいたいと

ますか。

○荒木正三郎君 こういう未就学とか

あるいは長期欠席という理由は、やはり経済的な理由によるものかどうか。

そういう理由について調査されており

ますか。

○政府委員(緒方信一君) 必ずしも經

済的な理由のみじゃございません。こ

れもございましませんが、特に長期欠席

の方になりますと、からだの弱い、病気

ほからいろんな家庭の事情等もござい

ます。本人の勉強がいいとか、そういうふうなこともあります。そのうち経済的な事情もござります。ページもこれは調べが出ております。

○荒木正三郎君 これは私は非常に数字が少いようだと思うのですが、いわゆる身体不自由児童だけ者としても、就学できない子が相当な数字を私上つておると思うのですが、十二万とか十五万という数は非常に少いようだと思うのですが、そういうものも入つてこういう数字ですか。

○政府委員(織方信一君) これは正規の就学猶予等を願い出でるものは、別にいたしております。

○荒木正三郎君 いろいろなお尋ねをいたしましたが、学校給食の問題については、なほいろいろ考慮しなければならん問題が相当多いように私は思います。どういう問題についても、今後いろいろ普及のために御努力願いたいという希望を付して質問を一応終ります。

○委員長(鶴島達次郎君) 私からきわめて小さな質問、要望を申しますから、文部大臣も一つお答え、お考へを願いたいのですが、それは私の親しい友人が、文教委員長であるというゆえをもつて私に申入れがございました。それはちまたの一つの事実としてお聞き取りをしていただきまして、どれに對してどういうふうにお心つかいしていただいたら、どういう事柄が是正できるかを一つお答え、お考へをいただきたいと思います。それは中学に籍を置く児童の親であります、その家庭では、毎週日曜日にはまとめて家族一同がパン食をするという長い食習慣を持つておったのであります、学校で

パンを給食するようになつてから漸次パン食をきらうに至つて、もう現在ではついに家庭におけるパン食もそれは脛痙するといつらふうになつてしまつた。なぜ学校のパンをきらうかというと、パンの質が非常に粗悪であつて、自然とさまたげられて、もう家庭にお

てもパンはいやだという習慣の形成をなしたと、こういう事実なんです。

一体どういう粗悪なパンを学校の中に持ち込ませないためには、文教委員長はどういうふうに処置をなされるかといたしまして、それは率直にこの質問は文部大臣に返上いたしますから、せひ一つこれには、必ずしも私のところへこの問題を持ち込んだ一つの事実だけではないと思ひますので、どうかどもかな心づかいをいたしまして、こういうことがあつちだもどつちだも起らないよう、いきただきまして、こういうことが

その土地では二軒のパン屋に言いつけてパンを納めさせておるそうでありますが、どうも何というのか、善意の競争が行われないようあります。そこで、ただ価格で制限されていくために、大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それを学校に納めておるということを発見したところで、これは場所は大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それが本当に一つ十分にやつてみたい。ことに、今ここで荒木さんのお話とも通ずることで、この給食の問題は、文部省自身はもう少し力を用いて積極的に管理、指導するといふことが必要であろうかと考へます。

○委員長(鶴島達次郎君) そのことを参考に予算委員会で中山

委員から御発言がありました。その話はパンの中に白土を入れて製造する、そういうふうに処置をなされるかといたしまして、それは率直にこの質問は文部大臣に返上いたしますから、せひ一つこれには、必ずしも私のところへこの問題を持ち込んだ一つの事実だけではないと思ひますので、どうかどもかな心づかいをいたしまして、こういうことがあつちだもどつちだも起らないよう、いきただきまして、こういうことが

○國務大臣(清瀬一郎君) それと類似のことを見たと、どういう事実なんです。

○政府委員(小林行雄君) この給食費の問題は、これは品質の問題とも非常に関連いたしますが、もちろん一部に大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それを学校に納めておるということを発見したところで、これは場所は大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それが本当に一つ十分にやつてみたい。ことに、今ここで荒木さんのお話とも通ずることで、この給食の問題は、文部省自身はもう少し力を用いて積極的に管理、指導するといふことが必要であろうかと考へます。

○安部キミ子君 ちょっととそれに関連して、その土地では二軒のパン屋に言いつけてパンを納めさせておるそうでありますが、どうも何というのか、善意の競争が行われないようあります。そこで、ただ価格で制限されていくために、大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それを学校に納めておるということを発見したところで、これは場所は大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それが本当に一つ十分にやつてみたい。ことに、今ここで荒木さんのお話とも通ずることで、この給食の問題は、文部省自身はもう少し力を用いて積極的に管理、指導するといふことが必要であろうかと考へます。

○委員長(鶴島達次郎君) そのことを参考に予算委員会で中山

委員から御発言がありました。その話はパンの中に白土を入れて製造する、それがやはり学校給食の内容を豊富にして、これが一応文部省の計算では値段は押上げると学校給食の内容を豊富にして、これが一応文部省の計算では値段が高くともいいから、内容のりつも悪いパンを作つて出さにやならぬと

いたまことにありますし、問題は私はこどだと思うのですが、どうですか局長さん。

○政府委員(小林行雄君) この給食費の問題は、これは品質の問題とも非常に関連いたしますが、もちろん一部に大阪です。ゆゆしきことだと思ひ、それが本当に一つ十分にやつてみたい。ことに、今ここで荒木さんのお話とも通ずることで、この給食の問題は、文部省自身はもう少し力を用いて積極的に管理、指導するといふことが必要であろうかと考へます。

○安部キミ子君 ちょっととそれに関連

しますが、文部省としては、学校給食費、ここに先ほど資料としてお示しをいたしましたと十六円七十九銭、ほど申しした六百カロリーの熱量のものをとり得るものといたよろしく考えておられます。

また、最後に安部先生のお尋ねでございますが、文部省としては、学校給食費、ここに先ほど資料としてお示しをいたしましたと十六円七十九銭、ほど申しした六百カロリーの熱量のものをとり得るものといたよろしく考えておられます。

○安部キミ子君 ちょっととそれに関連する質問ですが、局長にお尋ねしますが、一食の価格が十六円七十九銭といふことは、非常にむずかしいわけでござります。ただ、先ほどのお尋ねにございましたように、この給食を普及したいといふ御意見もござります。しかしまた、先ほどどなたかの御質問にもありましたように、給食費がかさむこと

○委員長(鶴島達次郎君) そのことを参考に予算委員会で中山

委員から御発言がありました。その話はパンの中に白土を入れて製造する、それがやはり学校給食の内容を豊富にして、これが一応文部省の計算では値段が高くともいいから、内容のりつも悪いパンを作つて出さにやならぬと

いたまことにありますし、問題は私はこどだと思うのですが、どうですか局長さん。

先ほど討論者の発言の中にも夜間定期制高等学校の生徒への給食実施ということが力説されておりましたが、本決議案の案文の中に、その活字を入れられなかつた理由を、念のために伺つておきたいと思います。

○委員長(飯島遠次郎君) よろしくお答えいたしました。理事の打合会におきましたが、定時制高校の生徒に対する給食の問題は、別に立法の措置を講じてそれに措置するというごとに大体の打合せがなされておりますので、この決議にはあげないことにしたわけです。

○委員長(飯島遠次郎君) ただいまの決議案に御異議ございませんか。

○矢嶋三義君 了解しました。

○委員長(飯島遠次郎君) ただいまの異議なと認めます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 政府といつしましては、ただいま委員長発議、全員賛成の付替決議の趣旨は、十分に尊重いたします。

○委員長(飯島遠次郎君) 次に、就学困難児童のための教科用図書の給与

法の一部を改正する法律案と、ただいま議題になりましたところの法律案

法の提案の根本趣旨といふところは、同じ立場に立つておられるの

ではないかと推察いたしますが、いかがでございますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) いずれも、教育の機会均等の精神を貫くために考

えたことでござります。

○矢嶋三義君 それでは教育基本法の何条に基いたものと解されておりま

すか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育基本法に當てはめて言ひますと、主として第三条第二項でござります。

○矢嶋三義君 この際、承わりたいのはあります。文部大臣は教育基本法

第三条二項をいかように解釈されてお

りますか。もう少し詳しく御質問申し

上げますならば、この条項の立法精神

を生かすためには、具体的にどの程度

ければ、その責めを果し得ないとい

うに把握しておられるか、御所見を

承わっておきたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) このこと、

それから義務教育についての憲法の規

定並びに教育基本法とはがみ合つたこ

とでござります。わけても、義務教育

においては家庭貧困、その他の理由で

完全な義務教育を得らざることとのでき

ない子をなくしたいと思います。義務

教育以上の教育にあつては、本人の才

能がひいておるのに、しかも経済上の理由で進学できない者には、別にあります。それは貸与、給与等でこれを補助しなければならぬ。そういうふうなことを含んでおると私は了解しております。義務教育法の一部を改正する法律案と、ただいま議題になりましたところの法律案

法の根本趣旨といふところは、同じ立場に立つておられるの

ではないかと推察いたしますが、いかがでございますか。

○矢嶋三義君 まず文部大臣と同じ立場に立つておられたおられるの

ものは、同じ立場に立つておられるの

の実情とちうものは、大臣として非常に不満足な状態であると把握されておるが、または、ある程度この条項に適応しておるのだとうよう把握され

ておられるが、さらにもう一つは、いずれ教育基本法を検討されるといふのと、この条項を清瀬文部大臣個人としては改訂される御予定でありますか。

○矢嶋三義君 これが先刻

に最終段階において私が伺つたのと同様だ、かように私は考えてゐるのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは先刻

政府委員より答えた通りでございま

す。法律第二条をずっと読み込んでみます

おどろき、これらの学校への就学の

今日の現状に対しては、過渡期である

ので、わが国の社会上または国の財政

上遺憾ではありますけれども、こそこまで

の時期によりやく到達したのであつて、なお完成に努力しなければならないと考えております。

○矢嶋三義君 先ほど養護学校の問題

について、給食法のとき伺いました

が、重ねてことで伺つておきますが、

先ほど私が関係法律の条項を提示いたしました。それに基いてこの法律の場

合にも問題になつてくるわけですが、

まだほど私が基いてこの法律の場

合にも問題になつてくるわけですが、

先ほど私が関係法律の条項を提示いたしました。それに基いてこの法律の場

合にも問題になつてくるわけですが、

私は給食法案が成立した後の対象児童生徒並びにこの父兄の負担という立

ど私は給食法案が成立した後は、この立場に一致していることは間違はないですね。

○政府委員(緒方信一君) さう見

いですね。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、この法

は、とよこの条項はこの今までよ

りますか。もしもこの条項はこの今までよ

ことは同じなんあります。さよう

に把握したが、あなたの答弁と私の意見は一致しているということは間違いないですね。

○政府委員(緒方信一君) さう見

いですね。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、この法

は、とよこの条項はこの今までよ

りますか。もしもこの条項はこの今までよ

邦共和国の一部の邦、それからスエーデン、ベルギー、オランダ、オーストリアの一部、どういうところが貸与制でございます。それから全然無償で支給をしているというのはデンマーク、カナダの大半の州、オーストラリヤの一部の州、中華民国、どういうところとでございます。それから無償じゃなくて有償でおのの買ひというところは、アメリカ合衆国の一州の州、フランスの一部の市町村、ドイツ連邦の一部の邦は有償、イタリア、ソビエト、ベルギー、イスラームの一部の州、カナダの一部の州、中共、オーストラリヤの一部の州、タイ国、どういうところは有償でございます。

○矢嶋三義君 まあそれらの問題について、いざれ教科書法案を審議する場合には、いろいろとだす機会がある

と思ひますから、これ以上追及しませんが、私が知つておる範囲内でもだいぶ落ちていて、教科書法案を審議するところまでに正確な資料をまとめ

ておいていただきたいと思うのです。

そこで大臣伺いますが、日本は文化国家を志向しておるわけです。世界の最近の方向といふものは、義務教育の生徒、児童に対して、教科書をただ

にすると、どういう大きな方向として確立されているんです。その方向に向むいて、今の日本の国家経済は苦しいから、すぐにはできないかもしねません

が、その方向に日本の文教政策を、現在するところの鳩山内閣の文教政策を半歩でも、一步でもその方向に進めていくべく努力をするという、この方向を堅持されるという点については清瀬文部大臣、そういう立場をとられてるものゝ私は推察しているわけです

が、念のために伺つておきます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今回の、たゞ

とえ、全部じゃございませんが、まず

要保護児童に無償給付するといった

ようなことは、その方向に向つて一步

を進めておることと思います。

○矢嶋三義君 同じますが、昭和二十

六年に時の文部大臣は天野先生でし

た。そのときにこの教科書は憲法第二

十六条に沿つてただにいたしたい、一

度にできぬからというので、ともかく

ことしの一年生だけただにしようとい

うので、そうして年次計画で六年後には

小学校の生徒は全部無償になるよう

にと、どういう遠大なお考えのもと

に、天野文部大臣は當時法律を出され

られた、ところが一年たってその方針をや

り、祝いの気持で、お祝いとして新たに

入った一年生だけに教科書無償にしよ

うというふうに方針を変えられたわけ

です。そこは大きな退歩であったわけ

ですね。そうして御承知のようにそれが二年でした、行われたのは。そして

第三年目から打ち切られた。その打切り

ちつたのは松村文部大臣の当時です。

(「大連さんです」と呼ぶ者あり) そのときは、ああ大連さんです。それから松

十六年、七年の沿革は存じませんけれ

ども、あなたの御指摘の法律は、国民

としての自覚を深めることに資する

ともに、前途を祝うために新入学生に

やるうとこうことで、これも一つの考

えであります。将来は全部無償にする

とは書いてございませんが、前途を祝

うために無償に与えておるんです。こ

れも相当経費が必要なことでございま

す。それで敗戦後のわが国の状態とし

ては、やはり困った人から先へやる方

がいいと思って、今回これを転換い

たしまして、必要なものから先に漸次

やっていこうと、どういうことにいた

したのでござります。それももう少し

大きい範囲でいこう、中学にもいこう

といふ考えは持つておつたのでござい

ます。それけれども、わが国の財政状態

あとほどまだ伺いたいと思いますが、

あとほどまだ伺いたいと思いますが、

あとはこの法律が成立した後にかけ

るが、苦心惨憺、ここまで来てよう

やくこの方針の第一歩を進めることに

なりました。しかし、実際上の運用

で打ち切りまでやられたのであります。

○矢嶋三義君 他の委員の質問もある

わけですね。そこで私は今までの天野

さん以来の方針というものは転換され

て、困窮者の一部に対するといふ立場

に立たれて、そこからだんだん推進し

ていこうという方針に変られたわけで

すね。そうなれば筋から考えて義務教

育無償という立場から、困窮者だけと

なれば一応形を整えるためには、少く

とも義務教育の対象生徒児童である

小、中学校といかなればおかしいと

思ひます。箭が通らぬと思ひます

よ。どうしてその占闇議を押し切れた

から、かがつた場合には、国からの補助

はいかない建前になっていますね。そ

うでしょ、そうですね。

○矢嶋三義君 もう一点念のため伺

います。がね、義務教育費半額国庫負担

法は実支出の二分の一負担になつて

いるわけですね。この場合は実支出の補

助負担と、こういうことになります。

○矢嶋三義君 もう一点念のため伺

います。がね、義務教育費半額国庫負担

法は実支出の二分の一負担になつて

いるわけですね。そこで、ある町村長は非

常に得の考え方を持たれておつて、し

かもその町村あたりでは相當に財政的

にも町村民の国民経済力というのが弱

いというような場合に、ある学校の生

徒児童に約半数ぐらい、相当な生徒に

教科書を供与したというような場合に

は、あなたのところはそれを受け入れ

て補助をされるでしょ。

○矢嶋三義君 だから、市町村には負

担はないわけとなるから、あなたのき

められる政令に合致するように選択さ

えすれば、そしてあなたのところでそ

の政令に該当しているかどうかという

ことを確認する作業だけすれば完全に

支給できると、こういうことになりますね。

○政府委員(緒方信一君) これは御承

知のようだ、学校教育法二十五条で、市

町村は経済上の事情から、就学困難な

児童に対して就学奨励のための措置をいた

ますけれども、きめました基準に従つて予算を配分する。大体今の考え方と

いたしましては、各市町村における児

童数、それからなお児童数だけでは十

分ではございませんから、そのうち

おきまする教育扶助を受けておる児童

数、こういうような率を勘案いたしま

して予算の配分をいたす、その範囲内

におきまして国庫が補助をすると、こ

けれども、市町村で給与いたします場合に、いかようにしてこれをきめていくかという基準を政令できめないと存じております。これは大体生活保護法にきめております。しかし、これに準ずる方法で、「準ずる程度に困窮している者」ということをきめて、実際的な方法としましては、市町村の教育委員会が民生委員や福祉事務所の長等に意見を求めてそこできるものといふな線でやつていただきたいと思つております。そこで、そういうふうな者を対象といたしますけれども、今年度の予算は、これは予算の範囲内で補助いたしましたが、文部省としましては、もう少し多額の予算を要求したのでございまが、予算折衝の過程で、彼此いろいろと予算の事情もございましたので、一億三千万円といふものがきましたわげでございまます。これが計算いたしますと、小学校の児童数の一・七%に当ります。これは要保護者に準ずる程度に困窮している者が幾らいるかということは、なかなか押えにくいものであります。文部省としまして初めて予算を要求しましたときは、実は四%といふ数を出したわけであります。それはどうしてそういう数を出したかと申しますと、現在各市町村や県などは、一部の所では任意にこういう施策をやつておるわけです。そういう所の状況を見てみまして、これはまちまちでございますが、これはいかにも思つておったのです。それで来年度も、まあこの所で、多い所は四%くらい出しております。その辺を押えまして、一
しかし、これは実際どこまでやつたらいいかという問題は、非常にむづかしい問題でございまして、一応一億三千円の予算を取りまして来年度実施

し、その成績にも応じてさらに研究したい、かよう存じております。
○安部キミ子君 そうしますと、今度実際に新年度になりますと、どういう政令が出て、そして各町村からこれだけの適用者があるということになりまして、集計してみたときに、一億三千円で足りないというときには、どうなさいますか。

○政府委員(緒方信一君) これは予算の範囲内において補助をするわけですが、ますから、来年度は一億三千万円の範囲で補助をいたします。

○安部キミ子君 そうしますと、この一億三千万円のワク内で操作するといふことになりますと、今度きめられました一億三千万円といふもののきめ方に、非常に問題が私は出てくると思ひます。この見出しだけを見まして、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する國の補助に関する法律案というこの見出しだけを見ますと、相手人が恩恵に浴される。という気持でござるるだらうと思う。私どもも最初は、やはりあの高橋さんの御発言で、私はやはりあの高橋さんの御発言には非常に重大な意味を含んでおるとも考へておりません。現在生活保護法によって教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%これは決して不當に低い率だとは私ども考へておりません。現在生活保護法によつて教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%ちょっとであります。その半分以上でございまして、相当の程度には私は抑え得ると存じております。しかし、お話をよつた、これは三十一年度実施してみまして、さらにその実績を見ました上で次の年度にはその状況が見通しがつれば、さらに予算の拡大はいたしたいと思ひます。

○安部キミ子君 私、ただいまの答弁で、ぜひそのような実績によつて予算を組んでもらおうよほど、少しごらい余裕のあるような予算を組んでもらつておいた方が、せっかくのあなた方の御趣旨、就学困難な児童のために役に立つべきだ。さうすれば、さらに予算の拡大はいたしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) いたします。
○秋山長造君 ちょっとと、三点お伺いします。附則の二によりますと、新規の給与に関する法律、これは今度の法律の施行と同時に廃止されることになつておる。まあ現在は補助金等の臨時特例に関する法律によつて一時寝かされたような格好になつておる。しかしながら、この法律はやはりこの法律として相當重要な、相当じゃない、非常に重要な意味を持つた法律だと思うのです。

私は、かりに今は寝かされていても、私は、かりに今は寝かされていても、この法律はやはりこの法律として相当重要な、相当じゃない、非常に重要な意味を持つた法律だと思うのです。

私はやはりあの高橋さんの御発言には非常に重大な意味を含んでおるとも考へておりません。現在生活保護法によつて教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%これは決して不當に低い率だとは私ども考へておりません。現在生活保護法によつて教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%ちょっとであります。その半分以上でございまして、相当の程度には私は抑え得ると存じております。しかし、お話をよつた、これは三十一年度実施してみまして、さらにその実績を見ました上で次の年度にはその状況が見通しがつれば、さらに予算の拡大はいたしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) いたしました。
○秋山長造君 ちょっとと、三点お伺いします。附則の二によりますと、新規の給与に関する法律、これは今度の法律の施行と同時に廃止されることになつておる。まあ現在は補助金等の臨時特例に関する法律によつて一時寝かされたような格好になつておる。しかしながら、この法律はやはりこの法律として相当重要な、相当じゃない、非常に重要な意味を持つた法律だと思うのです。

私はやはりあの高橋さんの御発言には非常に重大な意味を含んでおるとも考へておりません。現在生活保護法によつて教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%これは決して不當に低い率だとは私ども考へておりません。現在生活保護法によつて教育扶助を受けている児童の率が三・二%幾らござります。三%ちょっとであります。その半分以上でございまして、相当の程度には私は抑え得ると存じております。しかし、お話をよつた、これは三十一年度実施してみまして、さらにその実績を見ました上で次の年度にはその状況が見通しがつれば、さらに予算の拡大はいたしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 少し理屈を言つようで恐縮ですが、義務教育無償という考え方には、むしろ国家の方針であります。これは筋が通るし、私納得ができるのですけれども、その点は文部大臣はどういうふうにお考えになりますが。

ましても、そのうちに財政状況がよくなればお祝いも復活したい、そういう御答弁がございました。しかしそれは相当の年月がかかるということございましてたが、大臣としては何年くらいいたてばできると、どうお考えでござりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはまず早いほどいいでございます。早いければ策は均齊を得て、教育もほかの文化施設も何もかも均齊を得てやらなければなりませんから、日本の國の財政ではそのことをとめてしもうて、これだけで時間はかかると思います。これを數年で何年ということを言えとおっしゃいましたも、私は答える力はございません。

○湯山勇君 私は大臣は答える力を持つていなければならぬし、また答えなければならないと思います。その理由を申し上げます。大臣は元民主党の政務調査会長として経済六ヵ年計画の樹立に中心になっておやりになりました。それから現在の政府も経済五ヵ年計画というのをちゃんとお立てになつております。この経済五ヵ年計画を見ますと、五ヵ年先には完全雇用が実現する。国民所得はこれだけになります。貿易はここまで伸長するといふお答えになるとすれば、少くとも経済五ヵ年計画が達成されたときには義務教育無償の線に踏み出すと、これくらいの答弁は私は政務調査会長、あるいは

は国務大臣でなくとも、民主党の先生方がならだなんでもおっしゃれるところです。そういう観点から大臣にお聞きしておるわけですから、一つもう少し国務大臣であり、前政調会長らしい御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 湯山さんも御承知でありますよが、あの経済五ヵ年計画は教育のことについては比較的考慮が薄いのございます。現に大学の卒業生なども、今日の学生でこれが就職が解消できるかということをすれば、日本の財政が均齊を得てその理想郷に達するというのには相当の時間がかかると思います。これを数年で何年ということを言えとおっしゃいましたも、私は答える力はございません。

○湯山勇君 経済五ヵ年計画といふのは、この問題で論議するつもりはないでございます。なぜなら、それが失業状態、国民所得、それから国際貿易の収支、こういうことが中心になっております。さればならないと思ひます。そのための政務調査会長として経済六ヵ年計画の樹立に中心になっておやりになりました。それから現在の政府も経済五ヵ年計画というのをちゃんとお立てになつております。この経済五ヵ年計画を見ますと、五ヵ年先には完全雇用が実現する。国民所得はこれだけになります。貿易はここまで伸長するといふお答えになるとすれば、少くとも経済五ヵ年計画が達成されたときには義務教育無償の線に踏み出すと、これくらいの答弁は私は政務調査会長、あるいは

受け合いでできないのです。あれを見て教科書無償が何年に達成するなんとかいいお問い合わせます。私はこの際企画庁長官、今何といわれますが、企画庁長官の御答弁とは非常に食い違つております。私はこの際企画庁長官を呼んでいたので、今の点大臣との食い違いをたどしたいのですけれども、そこまできょうは申しません。企画庁長官は大臣の今言われたような御答弁をしておりませんから、一つよく大臣お聞きくださいて、私が申し上げているのは、この問題で論議するつもりはないでございます。なぜなら、秋山委員の質問に對しても、ただ希望しているという意味の御答弁であつたので、もう少し私はそれに對しては大臣の強い意思表明をいたいて、私が申し上げているのでは、大臣は先ほどから秋山委員の質問に對しても、ただ希望しているといふ意味の御答弁であつたのでございません。

○湯山勇君 なお大臣、そういう大臣の熱望を実現するため努力すると、全力をあげて努力するというように解釈してよろしくぞざいます。私はほんとうにそぞらぬと思ひます。

○湯山勇君 なお大臣、あなたがどうございまして、お尋ねいたしたいのは、この法律につきましては、先ほど秋山委員の質問にもありましたように、結局これは社会保障が十分行なわれておられます。けれども触れていない御指摘になつたようだ、経済五ヵ年計画には教育の問題についてあまり触れられていません。けれども触れていない御指摘になつたようだ、特に文部大臣としても、それはどんなにおそくても五ヵ年計画が実現するということをはつきり政府で御答弁しなつておるわけですかべきだ、こういう御答弁はおできになりました。それから、五ヵ年先には完全雇用が実現する。国民所得はこれだけになります。貿易はここまで伸長するといふお答えになるとすれば、少くとも経済五ヵ年計画が達成されたときには義務教育無償の線に踏み出すと、これくらいの答弁は私は政務調査会長、あるいは

受け合いでできないのです。あれを見て教科書無償が何年に達成するなんとかいいお問い合わせます。私はこの際企画庁長官の御答弁とは非常に食い違つております。私はこの際企画庁長官を呼んでいたので、今の点大臣との食い違いをたどしたいのですけれども、そこまできょうは申しません。企画庁長官は大臣の今言われたような御答弁をしておりませんから、一つよく大臣お聞きくださいて、私が申し上げているのは、この問題で論議するつもりはないでございます。なぜなら、秋山委員の質問に對しても、ただ希望しているといふ意味の御答弁であつたので、もう少し私はそれに對しては大臣の強い意思表明をいたいて、私が申し上げているのでは、大臣は先ほどから秋山委員の質問に對しても、ただ希望しているといふ意味の御答弁であつたのでございません。

○湯山勇君 なお大臣、あなたがどうございまして、お尋ねいたしたいのは、この法律につきましては、先ほど秋山委員の質問にもありましたように、結局これは社会保障が十分行なわれておられます。けれども触れていない御指摘になつたようだ、特に文部大臣としても、それはどんなにおそくても五ヵ年計画が実現するということをはつきり政府で御答弁しなつておるわけですかべきだ、こういう御答弁はおできになりました。それから、五ヵ年先には完全雇用が実現する。国民所得はこれだけになります。貿易はここまで伸長するといふお答えになるとすれば、少くとも経済五ヵ年計画が達成されたときには義務教育無償の線に踏み出すと、これくらいの答弁は私は政務調査会長、あるいは

であります。そういうことから、学校へ行くけれども給食費が払えない人や、一番大切な教科書が買えない人が出ておるのであります。ありますから、根本はわが國の社会施設の不十分なることは、あなたがおっしゃる通りであります。厚生省は非常に勉強はしておりますが、社会福祉施設が、不十分なところは、あなたがおっしゃる通りであります。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたが激励によつて「そう強い希望を述べるならば、先刻高橋さんなり荒木さんなり葉を熱望する」と訂正いたしてもよろしくぞざいます。私はほんとうにそぞらぬと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻答えた御制美行はできないわけです。将來の状況によつて幾多変更いたしました。あの五ヵ年計画が立つておりました。あの五ヵ年計画が立つておりました。あれ以来十年進んでおりましたら、こんなものは要らなかつたかもわからず、争ひ負けないで、そうしてまた、国民が福祉社会國家の念願を十分に持つて、あれ以来十年進んでおりましたら、こんなものは要らなかつたかもわからず、さびしいことだと思いますが、大臣はそうお考えになりませんですか。これは社会保障が十分行なわれておられるときには、大臣自身の腹の中にできました。それで性質からいえば、当然社会保障的な性格のものであつて、生活保護の要素を多く持つておると思いまして、よく考えてみよると、けさから申し上げておるところでござります。

○湯山勇君 それで性質からいえば、大臣、これは大臣はどちらへ移すのがいいかと、いろいろとございますけれども一つの考え方であります。こういうことはよく考えてみよると、けさから申し上げておるところでござります。

○湯山勇君 それで性質からいえば、大臣はどちらへ移すのがいいかと、いろいろとございますけれども一つの考え方であります。こういうことはよく考えてみよると、けさから申し上げておるところでござります。

部を改正する法律案で継続することに

なると思うのでござりますが、いかが

ですか。

○政府委員(小林與三) 大だいま

お尋ねの恩給法の適用のある期間全部

と、それから地方公務員の期間は完全

に通算することになつております。

○矢嶋三義君 それでは官吏待遇で

あつた教職員が外地、たとえば大東亜

省派遣の教員という形で満洲國とか、

あるいは大連、そういうところへ勤務

された教員の年限は、かつて内地に

令をこしらえるつもりであると解釈す

るわけですが、どうですか。

○政府委員(小林與三) この考え方

方は、同様恩給法が適用ないし准用さ

れてる職にある限りは、内地である

が外地であろうが、その期間と地方

公務員としての期間は全部通算する、

という趣旨でござります。

○矢嶋三義君 さらに具体的に伺いま

す。今まで昭和二十四年の一月に教

育公務員特例法が出来まして、あれで継

続しない問題が起つておつたのです

が、ところが今度の地方自治法の一部

を改正する法律案からいうと、二十四

年一月の教育公務員特例法が出てから

続するようになつてゐるが、いががで

すが。

○政府委員(小林與三) その通り

でござります。この自治法ができる前

におきましても地方公務員、教員の身

分法があつた間は全部通算されます。

○矢嶋三義君 今度どういう措置をと

られるわけですが、あなたの方から出

したこれと関連して考へた場合、国の

現在の公務員と都道府県の地方公務員

との交流、これが全部通算になる。そ

れから都道府県の地方公務員と他のお

互いの都道府県関係の公務員にも通算

になります。ところが、だま市町村立の高

等学校に限つて、この法案に義務制は

出ています。市町村立の高等学校教

職員に限つて、国とも、都道府県とも

繼續しないようになつてゐると思うの

ですが、こればかりですか。

○政府委員(小林與三) 今お尋ね

の通りでございまして、今度の通算の

範囲は、國の公務員と都道府県の公務

員相互の間、並びに市町村、今身分は

市町村の公務員でござりますが、義

務教育学校の義務教育職員だけは給与

その他の面において特別な扱いをやつ

ておりますが、そういうもののだけの

間においても相互に全部通算しようど

うなことになつております。それで以

外の市町村の職員には及んでおりませ

ん。ただ今の市町村立の高等学校につ

きましては、通算の規定が法律上当然

働かぬことになつております。この問

題につきましてちょっと申し上げます

が、これは市町村の公務員全般の通算

問題をどうするか、どういう問題と

あわせて考へるべきものと存ぜられる

のであります。これにつきましては、

なおいろいろ問題がござります。市町

村の間における給与の額の相違とか、

財源の状況の相違とか、その他いろいろ

問題がありまして、市町村一般の

問題を法律上当然に義務づけること

公務員との間における通算の措置に準じて、なるべく自主的にそれぞれの間で通算措置を講ずべきものであるならにいたしまして、そこは自主的な運営による段階におきましてはまかせたかにいたしまして、立法をいたしたの

でございます。

○矢嶋三義君 この法律案は教職員の

中の義務教育職員に限つたわけです

が、恩給問題に対しての一つの解決を

しようとしているところにこの立法精

神があるわけで、それでこの点を伺つ

ているわけですが、あなたに伺いたい

点は、あなたの方で出した法律の方で

は政令にまかしておる。それでたとえ

ば、今具体的に問題になつた市町村立

高等学校の教職員の場合、継続するか

しないかというのは、あなたが出され

てある地方自治法の中からいえば政令

で扱えるものだ、かように考えます

が、どういうような政令で扱うつも

りか。

文部大臣に伺いたい点は、一般の質

問はこれで終るわけですが、今度鳩山

内閣で国会に出した法案を調べてみま

すと、市町村立の高等学校の先生だけ

が勤続年数が続かないといふことに

なつてゐる。あとは全部継くことに

なつてゐる。これは教職員の人事交流

とか、あるいは若後の生活を保障する

という立場から、こうすることはおか

しと思うのですが、また教育振興とい

う立場からもこれは問題だと思うので

が、文部省として閣内で御努力なすつ

ていただきたいと思うのですが、いかが

ておりますが、さようなく不合理がありますれば、十分調べて善処いたしました」と思ひます。

○政府委員(小林與三) この政令で多少規定をすることにいたしておりますのは、これは御承知の通り恩給法

は国の官吏だけにかかるものでございまして、雇用員にはかかるべきであります。

○矢嶋三義君 政令の方ですか。

○政府委員(小林與三) その通りでございまして、その通算関係になつておる以上は、そのバランスの合つた公務員を基盤にいたさなければならぬわけですが、それが御承知の通り恩給法

は、その公務員を基盤にいたさなければならぬわけですが、それが御承知の通り恩給法

りあえず入れるべきじゃないですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) さつき申しました九十二条の規則で養護学校のことは政令で施行しておりますが、義務教育諸学校に養護学校を入れるわけには参りません。

○矢嶋三義君 それではこれはこれ以

上申し上げません。

逆に今度は角度を変えて、市町村立

学校職員給与負担法の二条の精神から

言つて、ここに定時制高等学校とい

うのを入れるべきじゃないですか。

○政府委員(緒方信一君) 義務教育の

学校の先生の恩給の一部を負担してい

くという趣旨でございまして、定時制

の教員の給料は都道府県が負担してお

りますけれども、これはこれに入れて

ございません。これは国庫負担でござ

いませんして、これは問題ございません。

○矢嶋三義君 これで私は終ります

が、あとは後日またお聞きしますが、

ございません。これは国庫負担でござ

いませんして、これは問題ございません。

○矢嶋三義君 これで私は終ります

が、あとは後日またお聞きしますが、

ございません。これは国庫負担でござ

いませんして、これは問題ございません。

○矢嶋三義君 至るところに問題が

あります。しかしながら、市町村相互の

間におきましても相当人事の異動がな

いわけでもないのです。あります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今御指摘の

おりません。義務教育の学校になってお

りますから、大体国家公務員と、府県

質問に対する答弁ですね、どうもはつ

きり私ども了解できなくてですが、

市町村立高等学校教員の恩給の通算の

問題ですね、これは非常に片手落ちで、気の毒だと思うのですが、それは政令でやるといふことですか、どうですか、はつきりしてもらいたい。

○政府委員(小林與三次君) 法律上当然通算すべきものといたしましたものうちには、市町村立の高等学校の職員は入っておりません。市町村立の高等学校の職員につきましては、市町村の一般公務員の場合と同様に自動的に通算する措置を講ずるよう努めなければなりません。市町村立の高等学校の職員につきましては、市町村の一般公務員の場合と同様に自動的に通算する措置を講ずるよう努めなければなりません。

○荒木正三郎君 それはやはり文部大臣にお尋ねしたいのですが、この市町村立高等学校の教職員ですね、これは非常に不利な待遇を受けると思うのですが、こういう意味で地方自治法の一部を改正する法律案に対して文部大臣はどういうふうな処置をせられたか。やっぱり文部大臣としてはこの項目については実施上所管の問題だと思うのですが、何とかそれを解決するよう御努力願えないでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今仰せらるるような不公平がありますれば、何かの方法を研究したいと思っております。

○荒木正三郎君 もう現に地方自治法一部改正の法案は国会を出ておるわけです。ですから今まで、さすと、やはりその人たちは救われないという結果が出るわけですがね、国会の審議を通じてどういう点が改善されるよう努力してもらいたい。今の文部大臣の答弁はそういうふうにとってよろしいですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) よろしい

です。

○荒木正三郎君 重ねて自治庁の方へお伺いしますが、今お聞きのように文部大臣としても市町村立の高等学校の教職員については、非常に不利益な立場にある、何とか同じように取扱うよう努力したい、どういうお話しなんですが、そういう点についてすでに法

案は出しているわけなんですね、これども努力をしてやりますかね。

○政府委員(小林與三次君) ちょっととその点につきまして、私の方の考えを申し述べさせていただきたいと思います。市町村立の高等学校と義務教育職員との間は今お話しの通り扱いは別に問題はどうするかというのは、これは前からいろいろ議論があるのでござりますが、一つには、やっぱり府県市町村と国との関係をどう考えるかといふ、自治体をどう考えるかという基本の問題にも触れてくる問題でございまして、われわれいたしましては、府県の職員と国の公務員との間をおきましては、事実上人事の交流もありますし、またそれはある程度円滑にすることが地方行政並びに国の行政をうまく活動がすゆえんでもあるというので、ゼン。

○荒木正三郎君 今度の恩給の問題についてお聞きたい、どういうのがわれわれの考え方でございますのでその点一つ御承を願いたいと思います。

○荒木正三郎君 今度の恩給の問題について通算する措置をとられたことは、私は非常にけつこうなことだと考へています。ただ、高等学校の例をとつた場合に、府県立の高等学校であれば、他の府県の高等学校に勤めておつても恩給は通算されるわけです。あるいは外

地においても、恩給法の適用を受ける場合には通算される、あるいは国家公務員との関係においても通算されるわけです。ところが府県立の高等学校といふ場合にやる道があると思う。そこでそういう腹でおられれば、私は法の改正は次期にしても、あの法律が通つた場合にやる道があると思う。そういうふうになつてしまかるべきだといふことによつてきまるわけで、その意味で私はおいで願つたわけです。

○政府委員(小林與三次君) 今お尋ねの御意見はしづくとも、実はこの問題はこの法律立案の前から意見

員につきましては、これはやっぱりこの際あわせて措置すべきじゃないか、どういうことでそのものを取り上げてやることをいたしたのでござります。

そこで問題はさらに進んで、そんなら高等学校の職員までもっと手を広げる努力をしてやりますかね。

○政府委員(小林與三次君) ちょっとと申しますが、そういう点についてすでに努力したい、どういうお話しなんですが、その間に多少の問題がござります。私は当然だと思うのでございませんが、これが文部大臣じゃないか、まあ教育関係というとを見れば、そういう問題を発展するには、私は当然だと思うのでございませんが、その間に多少の問題がある事実もこれはその通りでございます。しかししながら、ここまで発展しますといふと、これはむしろやっぱりそのほかにも、たとえば保健所の職員とか、社会福祉事務所の職員とか、その他技術関係の職員などの間におきましては、市町村間にも異動が相当やりぱり多くございまして、これはみんな結局そのじやないかといふ意味で、そういう規定を今度入れることにいたしたのでござります。それでありますから、なお精神として、明らかにすることが必要になります。それでありますから、なお精神性として、明らかにすることが必要になります。

○政府委員(小林與三次君) そういふと、これはむしろやりぱりそのほかにも、たとえば保健所の職員とか、社会福祉事務所の職員とか、その他技術関係の職員などの間におきましては、市町村間にも異動が相当やりぱり多くございまして、これはみんな結局そのじやないか、そういうことになります。市町村全体の職員の恩給の通算といふものを持ちますか、そういう問題の一環としてやりぱり考へる必要があるのじゃないか、そういうことになります」といふと、市町村の間においてはまだありますし、それがから財政力といふものも必ずしも一致しておりませんし、そういういろんな問題がありまして、恩給通算といふことになれば、大体そういう関係が均衡がとれて、互いにあつたまつために、それから財政力といふのも必ずしも一致しておりませんし、そういう問題がありますが、そこまで今直ちに市町村全体にまで法律上当然と通算を義務づける、あるいは国と公務員との通算を保障するということとは、なあこれは問題がいろいろある。そこ

で、自然に通算するのはまず前段の問題を取りあえずとどめて発足をして、しかしながら実際の運用で自治団体がそぞれお互いに通算しようじゃないか

といふことになれば、これは一向にかまいませんし、その間で給与の調整と

益な措置を受けているわけなんです。ですからもうすでに法律案を提出された政府に、何とか考へますと、こういふ立場からこの際解決をはかつてもらいたいと私は思っています。ですが、これは文部大臣の方でよく私は御考慮を願いたいと思うんですがね。

○矢嶋三義君 委員長それに關連して、それで小林さん、具体的にこういふ方法を私は考へられると思う。市町村の公務員と都道府県の公務員の関係は、一般論としてはあなたの言われた通りだらうと思う。それでありますから、なお少しうそいう実態を明らかにいたしまして、将来の研究問題として研究させます。

○荒木正三郎君 今度の恩給の問題についてお聞きたい、どういうのがわれわれの考え方でございますのでその点一つ御承を願いたいと思います。

○荒木正三郎君 今度の恩給の問題について通算する措置をとられたことは、私は非常にけつこうなことだと考へています。ただ、高等学校の例をとつた場合に、府県立の高等学校であれば、他の府県の高等学校に勤めておつても恩給は通算されるわけです。あるいは外

地においても、恩給法の適用を受ける場合に通算される、あるいは国家公務員との関係においても通算されるわけです。ところが府県立の高等学校といふ場合にやる道があると思う。そこでそういう腹でおられれば、私は法の改正は次期にしても、あの法律が通つた場合にやる道があると思う。そういうふうになつてしまかるべきだといふことによつてきまるわけで、その意味で私はおいで願つたわけです。

○政府委員(小林與三次君) 今お尋ねの御意見はしづくとも、実はこの問題はこの法律立案の前から意見

は重々各方面から聞いておりまして、

いかでござんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(鶴島達次郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(鶴島達次郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴島達次郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第二百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(鶴島達次郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、報告書には多数意見者の署名を付することになりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

湯山 勇 安部キミ子

秋山 長造 三木與吉郎

荒木正三郎 為木 勝弘

有馬 英二 中川 幸平

川口鶴之助 吉田 萬次

高橋 道男 竹下 豊次

矢嶋 三義

○委員長(鶴島達次郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会